

平成29年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第2号）

平成29年9月4日（月）
午前10時 開 議

【再 開】

【 会議録署名議員の指名 】 |
日程第1 会議録署名議員の指名

【一般質問】

日程第2 一般質問

- (1) 4番 柴田勇雄君 |
(1) 葛巻中学校校庭の砂塵飛散防止対策等に伴う人工芝化の導入について
(2) 「会計年度任用職員」制度への移行について
- (2) 2番 山崎邦廣君 12
(1) スポーツツーリズムの取組みについて
- (3) 6番 姉帯春治君 19
(1) 新・国民健康保険葛巻病院について

平成29年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第2号）

議事日程告示年月日	平成29年8月24日（木）							
再開年月日	平成29年9月1日（金）							
会議の場所	葛巻町役場							
会議年月日	平成29年9月4日（月） 開議10時00分 散会12時06分							
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 出欠 遅早 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名		出欠席の有無	議席番号	議員氏名		出欠席の有無
	1	畑 福 弘		△	6	姉 帯 春 治		○
	2	山 崎 邦 廣		○	7	山 岸 はる美		○
	3	大 平 守		○	8	辰 柳 敬 一		○
	4	柴 田 勇 雄		○	9	高 宮 一 明		○
	5	鈴 木 満		○	10	中 崎 和 久		○
会議録署名議員	4 番	柴 田 勇 雄		8 番	辰 柳 敬 一			
会議の書記	議会事務局長	服 部 隆 行		議会事務局総務係長	村 木 晋 介			

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町 長	鈴 木 重 男	健康福祉課長	檜 木 幸 夫
	副 町 長	觸 澤 義 美	農林環境エネルギー課長	中 村 輝 実
	教育委員長	竹 川 高 行	建設水道課長	中 山 優 彦
	農業委員会長	深 澤 進	教育委員会事務局教育次長	山 下 弘 司
	代表監査委員		病院事務局長	松 浦 利 明
	教 育 長	中 田 直 雅	農業委員会事務局長	千 葉 隆 則
	総務企画課長	丹 内 勉	総務企画課室長	波 紫 徳 彰
	政策秘書課長	深澤口 和 則	総務企画課財政係長	近 藤 桂 太
住民会計課長	村 中 英 治			

(開議時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

欠席届を出されている議員は、1番、畑福弘君であります。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、4番、柴田勇雄君及び8番、辰柳敬一君を指名します。

次に、日程第2、一般質問を行います。

今回の定例会議には、3名の議員から一般質問の通告がありました。

なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。

制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。

制限時間を超えての質問、あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。

質問、答弁とも簡潔、明快をお願いします。

最初に、4番、柴田勇雄君。

4番 (柴田勇雄君)

それでは、先に通告しておりました、私からの、次の2項目について、質問をいたします。

最初に、葛巻中学校校庭の砂塵飛散防止対策等に伴う人工芝化の導入について、町当局の所見を伺います。

葛巻中学校校庭は、古くから、なぜか空っ風が特別強い地域で、校庭から舞い上がる砂塵はすさまじく、前方不良となる茶褐色の煙幕に包まれ、東南東方向へ勢いよく飛散していきます。学校周辺一帯が、砂塵煙幕に一気に飲み込まれ、学校行事、屋外体育授業やクラブ活動等に支障をきたしているものと思われまます。

現在のクレーの校庭は生徒の快適な運動機会の提供や、スポーツ環境向上に大きな課題があると考えます。

もちろん周辺の住宅にも、この砂埃が入り、その都度の掃除も大変で、洗濯干しはすべて室内でやっていますとのため息まじりの声があがっています。特に春先の強風時は強烈で、普段の換気もままならない状況とっております。周辺に住む方々は、校庭から受ける、この砂塵被害は、公害で受忍の限度を超えているとしながらも、地域にある

学校のことで、なかなか言い出せなく、また、自然が相手だから仕方がないとのあきらめムードもあり、今更クレームをつけづらく、途方に暮れながら自己防衛するしかないとの声も聞き及んでおります。

葛巻中学校の砂塵飛散防止対策については、これまでも何回か議会で取り上げられ、校庭の改修工事が行われておりますが、校庭への本格散水設備のないためか、月日が経ちますと、また同じように砂塵飛散が繰り返され、抜本的な解決策には至っていない現状となっております。

これまでの砂塵飛散防止対策では、功を奏していないことから、この際、校庭の人工芝化への導入を図るべきとの視点から、次の質問をいたします。

1番目に、葛巻中学校校庭から周辺家屋に飛散する砂塵の状況を町当局ではどのように認識しているのでしょうか。

二つ目に、町がこれまで葛巻中学校校庭に砂塵飛散防止対応した実績と投入経費及びその実施検証結果をどのように分析しているのでしょうか。

三つ目に、葛巻中学校校庭での屋外体育授業等や、野球、サッカー等、屋外クラブ活動等を行うにあたっての学校現場からの改善要望等の把握状況はどのような経緯にあるのでしょうか。

四つ目に、県内外の学校校庭への芝生化、天然芝、人工芝化の導入状況と、その評価、メリット、デメリット情報はどのように把握しているのでしょうか、お知らせいただきたいと思っております。

五つ目に、葛巻中学校校庭の砂塵飛散防止対策と併せ、校庭の多目的グラウンド化や町民へ利用度の高い校庭開放等で地域活性化を図るための校庭への人工芝化の導入実現について、町の考えをお尋ねいたします。

次に、2項目目の会計年度任用職員制度への移行について、町の所見を伺います。

今まで支給制度がなかった、市町村をはじめとした地方自治体の非常勤職員にもボーナス支給ができる改正地方公務員法、地方自治法が去る5月11日に衆議院で可決成立いたしました。

この改正法は、地方自治体で働いている非常勤職員にボーナスがないのは理不尽として検討されていたもので、遅ればせながら国と同様に非常勤職員にもボーナスを支給することができる法律根拠規定が明記されました。

改正の背景には、民間企業の正社員、非正規社員の不合理な待遇格差を解消する働き方改革、同一労働同一賃金の実現を掲げる政府の重要方針があるとされております。

非正規職員へのボーナス支給等にあたっては、地方公務員法に会計年度任用職員の規定が新設され、地方自治体では非正規職員の採用方法などを明確にした上で支給しなければならない規定となっており、この改正法律の施行は、3年後の平成32年4月となっております。

当然、当町の場合も会計年度任用職員制度への移行見直しが必要となることから、今から、しっかりとした早めの事前対応が必要なことから、今回、質問するものであります。

町の非正規職員といった場合、雇用任用の違いや多岐の職種があり、職種内容、勤務

形態、資格、賃金等ではらつきがあるものと思われます。

非正規職員の代表的な職種である一般事務職員や臨時保育士の賃金を正規職員と比較した場合、仕事と同じような内容でも、かなりの格差があるものと想定されます。

現に、生活維持が困難な働く貧困層と言われるワーキングプアの年収は、2,000,000円以下と一般的に言われております。仮に年収が2,000,000円だった場合の手取り額は月額で約150,000円、1,500,000円だった場合は、手取りで月約110,000円、1,000,000円だった場合は、手取りで月約90,000円の試算となっているようです。当町の非正規職員の年収の実態は、ワーキングプアと言われる2,000,000円以下となっていないでしょうか。

また、町行改大綱により、正職員が不補充大幅削減されたことに伴い、逆に、安上がり人件費となる非正規職員の増加の実態はどのようになっているのでしょうか。

会計年度任用職員制度を導入してのボーナス支給については当然の措置であろうと考えますが、会計年度任用職員制度への移行にあたって、次の事項について伺います。

一つ目に、町の非正規職員、直近の29年8月1日現在の現状と、長期継続在職者1年以上の実態はどのようになっているのでしょうか。

二つ目に、現行の非正規職員を会計年度任用職員制度へ移行する場合の振り分けの考えをお示しいただきたいと思えます。

三つ目に、会計年度任用職員の任用方法と条例等の設定はどのように考えているのでしょうか。

四つ目に、会計年度任用職員の期末・勤勉手当支給導入と支給内容について、お知らせください。

五つ目に、会計年度任用職員制度移行にあたっての課題等について伺います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの柴田議員の質問に、お答えをいたします。

1件目の葛巻中学校校庭の砂塵飛散防止対策等に伴う人工芝化の導入について、お答えをいたします。

まず、1点目の葛巻中学校校庭から周辺家屋に飛散する砂塵の現状認識についてであります。

葛巻中学校周辺は、地形的な影響により風が強い地域であり、校庭の砂塵が周辺家屋へ飛散しやすい状況にあることから、町では、これまでも砂塵の飛散防止のため、校庭の整備工事を実施してきたところであります。

表土の飛散につきましては、整備工事により一定の効果があったところでありますが、しかしながら、校庭の整備工事後においても砂塵の飛散は続いております。

葛巻中学校周辺の住民の皆様には、ご迷惑をおかけしており、学校施設整備における

重要課題ひとつとして捉えているところであります。

次に、2点目の町がこれまで葛巻中学校校庭に砂塵飛散防止対応した実績と投入経費及びその実施状況結果についてであります。

葛巻中学校の校庭整備につきましては、同校の脇を流れる一級河川馬淵川の河川改修工事に伴い、昭和62年、63年度の2カ年度にわたり実施されたところであります。

その後、表土の飛散により、碎石等の下層材が露出してきたこともあり、平成21年に砂塵の飛散防止対策を含め、大規模な校庭整備工事を実施したところであります。

この工事では、野球の内野部分等の一部を除く6,900平方メートルの表土を、良質土とスギやヒノキの樹皮を使用した天然素材の特殊針葉樹皮土壌改良材を混ぜ合わせた混合土を使用したところであり、その総事業費は約19,000,000円となっているところであります。

この混合土による整備により、表土が飛散しにくくなったほか、水捌けが良くなり、表土流出、ぬかるみなどを防ぐ効果が得られたところであります。整備工事後においても、空気中や土中の水分を吸収して砂塵に適度な湿度を与え、落ち着かせるため、塩化カルシウムなどの薬剤を数年おきに散布するなどし、飛散防止に努めているところであります。

次に、3点目の葛巻中学校校庭での屋外体育授業等や屋外クラブ活動等を行うにあたっての、学校現場からの改善要望等の状況把握についてに、お答えいたします。

学校現場からの改善要望等につきましては、随時、要望を受けながら、緊急度に応じて優先順を決めながら対応しているところであるほか、例年、当初予算編成時期の11月には、各学校から調書を提出していただき、要望等の把握を行っているところであります。

そうした中、葛巻中学校の校庭に関しましては、改善要望等が寄せられておらず、碎石等の露出がみられるものの、屋外体育授業や屋外クラブ活動などの実施に影響がないものと捉えているところであります。

次に、4点目の県内外の学校校庭への芝生化、天然、人工芝の導入状況とその評価、メリット、デメリットについてであります。

まず、県内外の学校校庭への芝生化の導入であります。文部科学省が平成23年度に公表している資料によりますと、全国の小、中、高校などの公立学校のうち、校庭が整備されている約34,800校のうち、300平米以上の芝生がある学校は約2,200校であります。

その整備率は、全体で6.3パーセントとなっており、小学校が6.6パーセント、中学校が4.2パーセント、高等学校が10.1パーセントであり、また、県内の小中学校の状況では、482校中2校のみとなっており、その整備率は0.4パーセントと低い水準となっております。

次に、芝生化の導入に係る評価についてであります。文部科学省の資料によりますと、メリットは、教育上の観点から、芝生の弾力性がスポーツ活動に安全性と多様性をもたらすこと、学校教育の生きた教材として活用できることが挙げられております。

また、環境保全上の観点では、強風時における砂塵飛散防止、降雨時における土砂流

出防止、夏季における照り返しや気温上昇の抑制などが挙げられております。

さらに、地域のスポーツ活動の活性化の観点としまして、幼児から高齢者まで様々な年代がスポーツを安全かつ快適に実施できることなどとなっております。

一方で、デメリットではありますが、芝生化の整備に係る初期投資が多額となること、天然芝の場合、維持管理が難しいことなどのほか、芝生に適さない競技の実施、競技により適した芝生の状態が異なることなどとなっております。

次に、5点目の葛巻中学校校庭の砂塵飛散防止対策と併せて、校庭の多目的グラウンド化や町民への校庭開放等で地域活性化を図るための、校庭への人工芝化の導入実現についてであります。

これまでも、町内の小中学校の校庭は、町民の皆様へ開放してきているところであり、葛巻中学校におきましても、健全育成ミニサッカー大会の練習、地区野球大会など、年6回ほどの利用があるところであります。

こうしたことから、葛巻中学校の校庭を人工芝化することは、砂塵の飛散防止対策のみならず、町民の皆さんが多目的に利用できる施設として有効活用されることで、地域の活性化にもつながるものと思うことから、町としまして、整備に向けた具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の会計年度任用職員制度への移行について、お答えをいたします。

まず、1点目の町の非正規職員、平成29年8月1日現在の現状と、長期継続在職者1年以上の実態についてであります。

まず、会計年度任用職員制度ではありますが、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時、非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保、一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化などを目的に、本年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部が改正をされ、平成32年4月から施行されるものであります。

具体的には、特別職の任用と臨時的任用を厳格化した上で、事務補助などにあたる一般職の非常勤職員について、会計年度任用職員と位置付ける規定を新設し、採用方法などを明確にした上で会計年度任用職員について、フルタイムとパートタイムともにボーナスの支給を可能とするものであります。

こうした中、町の非正規職員は、現在、臨時的任用職員と非常勤職員に分類し雇用しているところであります。

臨時的任用職員につきましては、基本的に1カ月以上6カ月以内の期間を定めて任用するもので、必要に応じて最長で12カ月まで任用期間を延長することができるもので、56名在職しております。

非常勤職員につきましては、資格または専門的な知識、技能、あるいはノウハウの蓄積等を必要とする業務について、年間を通じて専属的に従事することが望ましい場合に12カ月を限度として任用しており、33名の在職となっております。

ご質問の1年以上の長期継続在職者ではありますが、先ほどご説明申し上げましたとおり、当町では臨時的任用職員、非常勤職員ともに最大12カ月を上限に任用しているところであります。

こうしたことから、任期終了後に再任されたとしても、改めて新たに任用するものと整理しておりますことから、長期継続在職者は存在しない状況であります。

次に、2点目の現行の非正規職員を会計年度任用職員制度へ移行する場合の振り分けについてであります。

本年5月の改正法に伴い、総務省が先月公表しました、会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルでは、公務の運営において、常時勤務を要する職と非常勤の職とに分類しております。

さらに、非常勤の職については、短時間勤務の職と会計年度任用職員の二つに分類するものであります。

会計年度任用職員の定義としましては、常時勤務を要する職の要件である、相当の期間任用される職員を就けるべき業務に従事する職である場合に該当しないときとされております。

現在、当町の雇用形態である、臨時的任用職員、そして、非常勤職員のほとんどは、新制度において会計年度任用職員へ振り分けられるものと思われまます。

次に、3点目の会計年度任用職員の任用方法と条例等の設定についてであります。

これまで、臨時的任用職員、非常勤職員につきましては、取扱要領に基づき、書類選考などによる方法で任用を行ってきたところであります。

制度の導入等に向けた事務処理マニュアルによりますと、任用や勤務条件などについて条例や規則などで制定する必要があり、平成31年12月を目途としたスケジュール案が示されております。

このことから、町においても、本スケジュール案に沿い事務処理を進めてまいりる考えであります。

次に、4点目の会計年度任用職員の期末・勤勉手当支給導入と支給内容についてであります。

これまで、地方の非常勤職員については、国と異なり、労働者性が高い者であっても期末手当が支給できないこととされておりました。

一方で、会計年度任用職員制度に移行後は、当該職員に対し期末手当を支給することが可能としております。

制度の導入等に向けた事務処理マニュアルによりますと、支給要件として、6カ月以上勤務する者を目安とするとされております。

また、基礎額、支給割合及び在職期間別割合の取扱いなど、具体的な支給方法については、常勤職員の取扱いとの権衡等を踏まえて定める必要があると示されており、今後、具体的な制度設計がなされていくものであります。

次に、5点目の会計年度任用職員の制度移行にあたっての課題についてであります。

現時点で、制度の導入等に向けた事務処理マニュアルには、具体的な内容については、明確に示されていないものが多い状況にあるものの、関係条例等の整備や賃金等の給付水準など、新制度への移行に向けた検討を進めていくこととなります。

今後も、国の動向を注視するとともに、各種説明会等への参加等により情報収集を行い、平成32年4月の施行に向け、遺漏のないよう準備を進めてまいりますので、ご理

解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

どうもありがとうございました。

まず、1点目の葛巻中学校の人工芝化、ただいま答弁にありましたとおり、結論的に申し上げますと、整備に向けた検討をしたいというようなことでございますので、大変大きな評価をいたしているところでございます。

これまでも、先ほど質問いたしましたとおり、状況は承知のことと思っておりますけれども、例えば、昨年、完成いたしました総合運動公園の例を引き合いに考えてみましても、クレーの多目的グラウンドの分については、非常な砂塵が飛び交ってのものがございましたけれども、あれが完成したあと砂塵状況は全く見られなくて、我々が見ても一目瞭然に、ものすごく快適な、使いやすいグラウンドになったなど、そのように思っております。私はそのように思っておりましたけれども、人工芝化によって総合運動公園の実態については、以前と、この人工芝化になった部分については、どのような評価をしておりますのか、お伺いをいたしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

教育長。

教育長（中田直雅君）

今の柴田議員の質問に、お答えをいたします。

議員ご承知のように、以前のクレーのグラウンド時代は大変砂塵が飛散しておりました、グラウンドを使って様々なスポーツの大会等を行う場合も、かなり支障をきたしたことがございましたが、お陰様で人工芝の、そして、あるいは陸上競技場も非常に、整備を進めていただいたあとの、例えば、陸上記録会等を見ましても、そういった砂塵等による影響、そういったものもなく、非常に大会運営もスムーズに行われておりました、それによって、様々な新記録なども新たに誕生するといったことで、非常に成果が上がっております。

また、非常に快適なグラウンド、安全で安心なグラウンドという評価が、町はもちろんですけども、町内の様々なスポーツ関係者の方々からも高い評価をいただいております、例えば、町内のサッカーのチーム等、そこのグラウンドを使っての新たな大会の開催、あるいは利用率の向上を図ることができまして、私たちが狙っておりますところのスポーツツーリズムという視点からも非常に今回の多目的グラウンドの整備というものが多方面で良い影響、効果をもたらしていると、このように評価をしているところでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

分かりました。

総合運動公園の例を見た場合でも、効果がすごく上がっているというようなことで、これまで人工芝の効用は持っていない、その良さを発揮しているのだなというように思っております。

葛巻中学校の場合も、人工芝化でなければ、私は、あの防塵対策はとれないのではないかなど、このように思っております。

ただひとつ、この不安要素と言いますのは、ちょうど生徒の皆さんは成長過程にあるわけですし、骨とか膝等の負担の影響、そういったようなものはどうなのか。それからまた、この人工芝化によつての生徒の運動等にはどのような影響が出てくるのか。あるいは、運動能力が伸びていくのか、活発化するのか、そういったような状況は、これまでの何か文献みたいなのがあったら、お知らせをいただきたいと思います。

議長（中崎和久君）

教育長。

教育長（中田直雅君）

今のご質問について、お答えを申し上げます。

葛巻中学校の校庭を人工芝化することに対して、中学校側の見解を校長先生を通して確認したことがございました。その際、学校の先生方は、校庭が人工芝化されることによるメリットの面を高く評価をしております。例えば、体育の授業や部活動の充実、ケガの防止、そういったことで、従前よりも、より一層、子どもたちが外で、グラウンドに出て様々な運動をしたり、あるいは遊びを通して生徒の体力の向上につながる、そういったことも期待されておるようでございます。また、さらには除草であるとか、グラウンドの整備であるとかといった作業が、人工芝化によって大幅に軽減されることによる施設管理面での成果を期待する声も多く寄せられておまして、学校現場の教職員からも、この人工芝化というものは歓迎されているものと認識しております。

特に、具体的に、こういった部分の成果があったという詳しい文献等については、現在のところ承知しておらないところではございますけれども、様々な報告書等を見ましても、この人工芝化によって、例えば、膝を悪くするとか、何かケガに結びつくといったような具体的な統計等は特に示されておりません。

本町の多目的グラウンドのような非常に性能の良い、そして、非常に安心して使える、そういう素材のものを整備することによって、むしろ、そういった人工芝化によるケガであるとか、あるいは身体に与える悪影響というものは、私は十分除外することができるのではないかなど、むしろ良い形で部活動であるとか、あるいは体育の授業であるとかというものが、より一層充実していくものと、このように前向きに捉えているところ

でございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

分かりました。

学校側からの評価についても、まずは問題なしというようなことのようにございます。

この校庭の人工芝化については、東京方面では大分前からやっているというように伺っておりますけれども、県内ではまだ人工芝化にはなっていないようにございますから、県内での初導入にもなるかなと思っておりますけれども、この一定の効果が出るような、前向きな整備の検討をよろしく願いたいなどと思っておりますし、また、この学校の校庭のみならず、多目的化も併せたような、ぜひご検討を、この際に早急に実現を期待しておりますので、よろしく願いをいたしたいなど、このように思っております。

次に、非正規職員等のボーナス支給の関係についてでございますが、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、その制度上については、期限付き任用職員とか非常勤職員の規定に則ってやっているというようなことで、長期の方はおりませんというようなお話でございますけれども、それは、書類上では、このように区分できるものの、ただ、同一人の方が、また更新、更新というような形になっているだけの話も、この中には含まれているのではないかなど、このように思っております。そういったような方には、その辺の見極めを、今回の制度の導入によって、この期末・勤勉手当等が支給できるような新聞報道等しか捉えておりませんが、こういったような救済方式を、ぜひ実現すべきだなどという考えで質問をしているわけでございます。

期限付きの臨時職員、これは6カ月更新だけというようなこと、あと、非常勤職員は12カ月限度というようなことのようにございますが、実質的に、そうは言いながらも、嘱託とか、そういうような関わりで、同一人の方が数年継続になっている実態もございまして、そういったような方々には、こういったようなシステムも導入できるような形にすべきだというように、私は思っている1人でございますので、そういったような検討がなされるのかどうか、その内容について、お伺いをいたしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（深澤口和則君）

ただいまのご質問に答弁させていただきます。

基本的には、臨時職員につきましては、必要に応じて1カ月から6カ月の期間で任用いたします。その後、最長6カ月までという任期を更新できるということになっておりますし、非常勤任用職員につきましては、最長12カ月という任期で任用しているところでございます。

期間が過ぎ、年度が改まりますと、例年ですと2月頃に翌年度の臨時職員、あるいは非常勤職員の募集をいたしまして、それぞれ希望に応じて、それぞれの課で任用手続きをということで進めております。

会計年度任用職員制度導入後につきましても、そういった任用等については、従来の形を引き続きということになるかと認識しております。また、そこに対しては、期末手当等、先ほど町長からご答弁申し上げましたとおり、詳細については、現時点では、まだ分からない、未定の部分がありますけれども、国の制度に準じた形で町でも対応してまいりたいというように考えております。よろしく願いいたします。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

現在の期限付きの臨時職員の方が、例えば、6カ月更新になって、一年間働いた場合の年収はどのくらいになる試算でしょうか。先ほども質問の中で言いましたけども、この年収2,000,000円以下の場合にはワーキングプアとか、今、そういうような用語が出てきているようなのですが、役場全体の非常勤職員の部分の12カ月限度にした場合でも、2,000,000円がワーキングプアと言われる年収というように言われておりますけども、この実態は、この年収については、いかがなものでしょうか。

議長（中崎和久君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（深澤口和則君）

お答えさせていただきます。

賃金の日額等につきましては、経験年数等によりまして多少の開きはございますが、今現在、平成29年度で5,700円くらいから6,000円くらいという日額になっております。6,000円で、大体1カ月当たりの勤務日数が20日、21日くらいでございます。それで、ざっと試算いたしますと、年間にいたしますと1,500,000円弱くらいという金額になるかというように思っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

通常働いても1,500,000円程度というようなことになると、決して高いわけではなくて、安い部類かと思っておりますが、こういったような方々も、年間を通じて、この制度改正の際には、ぜひ、こういったような新しい制度が適用になるような形で任用形態にすべきだというのが私の考え方でありまして、正規職員との格差を少しでもなく

すべきだというようなことですが、こういったような制度改正、この内部検討はこれからするわけですが、非常勤職員の場合でも12カ月を限度としての更新、更新の場合についても一定の、こういったような措置をできるような対応をすべきだということには私は考えますが、もう一度、この件についてお伺いをいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。

先ほどは日額賃金のお話もございましたが、これらにつきましては、各種業務によって、それぞれ違うところではありますが、今は一般事務の例を課長の方からご答弁申し上げたところではありますが、これまでも管内の市町村のそういう様々な実態を参考にしながら、管内の市町村の中でも平均以上な形の中での調整等もしながら賃金の見直し等々、これまで進めてもきたところでもあります。今後におきましても、今回の改正等々を伴いながら、同じような状況の中で見直しをしていかなければならないと、このようにも考えておるところであります。

それから、手当等につきましてでございますが、今回、制度の導入にあたりまして、先ほど町長からもご答弁申し上げておりますように、要件等々につきましては、現段階での要件ではありますが、6カ月以上勤務することを目途にした、ひとつの手当の支給ということになってくるものであります。これから、また、具体的なマニュアル等々につきましても、まだ、しっかりとしたものが見えておるものではないので、そういったようなことと、今おっしゃいましたようなこと等も含めてでございますが、さらに具体的な内容が見える時期があるかと、このように思っておりますし、できるだけ、おっしゃいますような、そういう体制といいますか、待遇で勤務していただけるような状況というのは、しっかりと考えていかなければならないと、このように思っているところであります。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

分かりました。

ぜひ、そのような方向で検討していただきまして、最近の話ですと、現在、地域おこし協力隊の皆さんも採用になりまして、非常勤のような感じというようなことですが、こういったような方も、今後ますます、このような形態が出てくるのではないのかなと思っておりますので、こういったような方々にも、それなりの手当支給ができるような体制づくりで、そして、葛巻のために頑張ってくださいような方策を、ぜひ実現をして

いただきたいというように思っておりますので、そのような視点から、この件についても質問させていただきました。

本日は、二つの質問をさせていただきましたけども、どちらも前向きにご検討いただくよう期待申し上げながら、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（中崎和久君）

ここで、11時まで休憩します。

（休憩時刻 10時47分）

（再開時刻 11時00分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般質問を続けます。

2番、山崎邦廣君。

2番（山崎邦廣君）

私からは、質問を1件いたします。

質問は、スポーツツーリズムの取り組みについてでございます。

町では町民の誰もが、いつでも、どこでも、そして、いつまでもスポーツに親しむことができる、そのような生涯スポーツの取り組みにおきまして、競技スポーツの推進、スポーツ交流の推進、そして、体育、スポーツ基盤の整備推進など、スポーツ環境の整備、充実を行っております。

それは、地域のつながりや健康寿命向上の取り組みにもつながっております。

また、観光の振興におきましては、くずまき型観光産業戦略を策定するためのDMO形成事業にも取り組んでおり、観光の推進と地域の活性化が期待をされております。

そこで、スポーツイベントと観光を融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取り組みであります、スポーツツーリズムの取り組みにつきまして、次の2点を質問いたします。

1点目の質問は、スポーツツーリズムの取り組みの現状についてでございます。スポーツイベントと観光とを連携をさせ、そして、交流人口の拡大によります地域の活性化や地域経済への波及効果として、イベントの参加料、交通費、飲食費、土産品の販売、そして、宿泊数などの増加にも考慮したスポーツツーリズムの取り組みについて、その現状を伺います。

2点目の質問は、スポーツツーリズムの今後の取り組みについてであります。くずまき型観光産業、若者起業、雇用創出事業などのDMO形成事業の推進を踏まえまして、そして、今年度の総合運動公園スポーツコートの改修など、体育、スポーツ基盤整備がさらに充実する中、スポーツツーリズムの今後をどのように取り組んでいく考えか伺い

ます。

以上、スポーツツーリズムの取り組みにつきまして、2点を伺いをします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山崎議員の質問に、お答えをいたします。

ご質問のスポーツツーリズムの取り組みについて、お答えをいたします。

まず、1点目のスポーツと観光を連携させた交流人口の拡大や地域経済への波及効果も考慮したスポーツツーリズムの取り組みの現状についてであります。

町では、生涯スポーツを通じた町民の明るく豊かな生活の実現に向け、昭和61年に葛巻町生涯スポーツ振興計画を策定したところであります。

現在、平成29年度から5カ年計画の第6次計画に移行しており、スポーツ推進協議会を中心とした各種スポーツ関係団体との連携により、各種施策を進めているところであります。

第6次計画では、スポーツで心ゆたかにたくましくをスローガンに、生涯スポーツの推進、学校における体育、スポーツの充実、競技スポーツの推進、スポーツ環境の基盤整備等の基本施策を掲げ、生涯にわたるスポーツの推進を図っております。

また、平成26年度以降は、社会体育館の耐震化工事、総合運動公園の多目的グラウンド、同野球場のほか、今年度は、総合運動公園のゲートボール場、そして、テニスコートの改修工事を進めることとしており、スポーツ環境の基盤の充実に努めております。

さらに、昨年度は、リニューアルされた総合運動公園多目的グラウンドにサッカーや陸上競技などでの利用者が大幅に増加したほか、当町を会場に軟式野球競技とネオホッケー競技が開催された希望郷いわて国体を通じ、町民のスポーツイベントを支える機運が、さらに高まったものであります。

こうした取り組みや経験のレガシーを、町が持つ自然、観光、物産、人材などといった多面的な資源とスポーツを融合し、交流人口の拡大と地域の活性化につなげていくため、今年度からスポーツツーリズムの取り組みを強化し、推進しているところであります。

今年度は、新たにスポーツツーリズム奨励事業費補助金を創設したところであり、町内のスポーツ施設と宿泊施設を利用しての合宿やスポーツ大会、講習会などに対し、宿泊費や大会運営費の一部助成を行っております。

なお、8月末時点での補助金の実績であります。町外の団体への合宿などに対する宿泊費助成では、利用者が10団体、1,000人を超えており、昨年同時期の施設利用者を大きく上回っている状況であります。

参考までに、10団体中、4団体につきましては、今年度初めて当町の施設を利用した合宿となっております。

また、町内のスポーツ団体を対象とした大会運営費助成につきましては、スポーツ少

年団等が継続的に開催している六つの大会に助成しております。うち、三つの大会につきましては、総合運動公園多目的グラウンドのリニューアル後に初開催した大会であります。

このほか、宿泊費助成を受けた利用団体の中には、くずまき高原牧場やワイン工場での見学、体験などをしていただいているケースなどもあり、スポーツツーリズムが地域経済に大きな波及効果をもたらすものと実感しているところであります。

次に、2点目のDMO形成事業の推進を踏まえ、スポーツツーリズムの今後の取り組みについてであります。

町では、平成27年度に策定しました、まち・ひと・しごと創生総合戦略の戦略プロジェクトのひとつに、交流・連携の強化による地域産業の育成を掲げております。

その中で、観光・交流を重要な産業と位置付け、町の自然環境や産業特性を活かし、様々な魅力を積極的に情報発信しながら、観光客の入込増、都市部との交流促進、定住、交流人口の拡大を目指しております。

この戦略に基づき策定しました、くずまき型DMO戦略では、町内の観光・物産事業者との連携強化を図ることを目指しており、その一環として、7月には地域おこし協力隊員2名、今月に入りまして3名が新たに着任したところであります。

このような、町の資源を有効に活用した取り組みを進め、新たな魅力を幅広く情報発信しながら、交流人口の拡大と地域産業の活性化につなげていくこととしております。

また、くずまき型DMO戦略では、スポーツツーリズムの推進を主要施策のひとつとして位置付けているところでもあります。

そうした中、1点目でお答えしましたような取り組みを、より加速化させるため、これまでの町ホームページでの周知や各所へのチラシ配布のほか、高校や大学、社会人チーム等に直接出向いてのPR活動を積極的に展開し、さらなるスポーツ合宿やスポーツ大会の誘致、拡大を図ってまいりたいと考えております。

併せまして、今年3月に設立されました盛岡広域8市町スポーツコミッション、本年10月設立予定のいわてスポーツコミッションなどとも連携をし、情報発信の強化、充実に取り組んでまいりたいと思います。

こうした取り組みにより、スポーツツーリズムを推進し、今後さらなる交流人口の拡大と地域産業の活性化を図っていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

2番（山崎邦廣君）

質問の2点目のスポーツツーリズムの今後の取り組みについてでございますけれども、ただいまの町長からの答弁の中にありました、関係団体の連携に関係するところでございますが、このスポーツと観光の連携につきましては、これからの取り組みにおきまして、本町でのスポーツや観光の最適収容人員、さらには来町者の満足度、それから、本町の環境の保護、保全など、スポーツ資源と観光資源を有効に、そして、効果的に活

用するためには行政とスポーツ、そして、本町内の観光の関係者、それぞれの団体とが横断的に、そして、有機的な連携を確保する、そのような仕組みの構築、これが重要であると考えますので、それが、今、必要とされていることのひとつではないかと思うものですが、この連携につきまして、このスポーツ振興の主務組織であります教育委員会としては、このことにつきましては、どのように考えるのか伺います。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会事務局教育次長（山下弘司君）

スポーツツーリズムは、スポーツを観る、するための旅行そのものや、この周辺観光に加えて、スポーツ大会、それから、合宿等の積極的な誘致と、それから、スポーツを支える人たちとの交流、さらには生涯スポーツの観点から、旅行先でも主体的にスポーツの楽しみができる、そういった環境整備も視野に入れた、総合的でこれまでにない豊かな旅行スタイルを構築していく、そういったことを目指しているものでありますので、そういったことから考えると、スポーツと観光の垣根を越えた行政や各種団体との連携、協力は極めて重要なことと考えておりますので、今、町でDMOの関係で、スポーツツーリズム検討部会を設置しておりますので、その中で、どういう連携、協力をしながら進めていくかも含めて議論して、進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

2番（山崎邦廣君）

ただいまのお話では、それぞれの担当団体、スポーツ関係団体、行政の中を含めまして、垣根を越えて連携の重要性とのお話でございます。

このスポーツツーリズムにつきましては、国では観光庁が、その政策のひとつとして挙げております。本町の限りある観光資源とスポーツ資源を最大限に活用して、宿泊を伴う交流人口の拡大によって地域を活性化をする、そのためには、行政内部の観光セクションとスポーツセクションとの連携も、先ほどのお話にありましたように、大変に重要であります。本町が先進的に取り組む様々の事業、とりわけ観光振興とスポーツ振興の事業推進の力、これが分散することのないように、観光とスポーツ振興それぞれの部門同士の連携が不可欠であると考えられるものでございます。このことにつきましては、観光の振興という観点からは、どのように考えるのか伺います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

スポーツツーリズムの推進をしていく上で、やはり、その関係団体との連携確保というご質問でございますが、現在、スポーツツーリズム等を推進していく上で、スポーツ団体、そしてまた、その体育施設等を管理している管理者、あるいは宿泊等の受け入れ等々の調整の分でもありますが、そうした中に、やはり調整がスムーズに進まなければ利用者に迷惑といいますか、利便性というのをしっかりと図っていかなければならない状況にあると、このようにも思っております。

そういう中で、先ほどの答弁にもありましたように、くずまき型DMOにおきまして、今、その推進にあたりましての部会を設けながら進めておるところでございますが、その中での今後の推進についても検討していただいております。

そういう中で、これまでの協議の中でも、スポーツ施設と宿泊施設の窓口の一本化等々についても、その意見として出ておるところでございますし、それから、来町者と町民との交流の場の創出ということ、あるいは、もうひとつは、冬期間のスポーツの施設としての有効的な活用につながる、その新しいスポーツの創出といいますか、発掘、こういったようなもの等々と併せて、また、町外に向けてのPR等々が必要ではないかというような意見が出ておるところでございます。

現在、ソフト面、あるいはハード面からもしっかりと充実をさせながら、スポーツツーリズムの推進を図っていく考えであるわけですが、そういう中で、もうひとつは、スポーツの分野だけではなくて、観光の分野でございますが、まさに観光の分野との連携、融合を図りながら、スポーツツーリズムを町の新たな魅力として立ち上げながら、幅広く情報発信をしながら、交流人口の拡大と、地域の活性化に努めていかなければならないと、このように思っております。

そういう中で、推進体制でございますが、そういう中での推進といたしまして、やはり専任の職員などが中心となって、その調整を図るといいますか、そういう分野が、まさに課題にも見えてきておりますので、DMOの部会の意見等もお伺いしながら、今後の調整を図ってまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

2番（山崎邦廣君）

ただいまお話にありましたように、スポーツツーリズムを推進するための調整をスムーズに、そして、それを進めるための担当者のお話がありました。

このスポーツツーリズムの推進につきましては、そういった先程来のお話にあるとおり、この様々の事業が関わってくるわけですので、総合的視野から事業を展開する、そして、本町内の観光施設、宿泊施設、交通機関、商店、飲食店など地域の民間観光当事者や、そして、スポーツ団体、換言いたしますと、本町内にあります多様な公共サービスの担い手と行政、行政もそれぞれスポーツと観光セクションの連携を図った

上での、こういった担い手との連携、そういった行政と担い手の連携を確保するため、そのための専任の職員、先ほどお話にありましたように、ぜひとも、この行政の部門に配置をしていただきまして、さらに、このスポーツツーリズムが推進できるように進めていただきたいと思いますというものです。

そして、お話にありましたスポーツイベント等の関係でございますが、先ほどの専任の職員を配置することで、まず、行政内の情報の共有といいますか、意思疎通、それから、その上で、その関係団体などとの意思疎通、協力強化、そういったことを踏まえて、さらに、その先には、本町への訪問者の季節変動を減少させるような、これも、お話にありましたスポーツイベントの、特に冬期間の、雪を楽しむ冬季間の商品開発、例えば、スノーシューやカンジキを使用したノルディックウォーキングなども考えられると思います。そういった様々の取り組みを融合させて、本町への来訪者の季節変動を減少させる、そういった観点も必要かと思えます。

いずれにいたしましても、新たな、その専任の職員の配置によって、新たなネットワークを構築することで、健康づくり、それから、スポーツ活動の推進にも期待をするものでございます。ぜひとも推進していただきたいと思いますと考えます。

次に、本町内にありますスポーツ施設の利用料金の制度についてでございます。

町長の答弁にありました、スポーツ団体あるいは本町のスポーツ施設を使用することに対する各種の助成の体制、補助金、積極的な事業が進められているわけでございます。それに関係をいたしまして、このスポーツ施設の料金制度についてでございます。

本町の条例では、スポーツ施設の利用料金を免除する場合についての定めがございます。条例にあります施設設置の目的からは、社会教育や学校教育目的でのスポーツ施設を利用する場合、これについての免除は妥当であると考えられるものでございますが、免除規定には、町及び町関係機関が使用する場合の免除の規定部分もございます。

スポーツ施設の管理を指定管理者制度によっておりますので、受益者負担を前提に考えますと、町からのスポーツ施設の指定管理、町からの、この管理に対する指定管理者への指定管理料は安定的な収入でありますけれども、一方で施設利用者の減少や使用料金免除などがあれば、当然のことといたしまして事業収入の減少となります。

本町が、人口減少対策として様々の事業に取り組んでいる、推進を図っている現状におきまして、町や町関係機関が使用する場合の免除規定につきましても、公平な使用料金設定の観点からは見直しを検討する時期にきているのではないかと考えるものでございますけれども、このことにつきましても、どのように考えるのか伺います。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会事務局教育次長（山下弘司君）

お答えいたします。

スポーツ施設の料金制度の見直し等についてのご質問でございますが、町のスポーツ施設の利用料金及び料金の免除等につきましては、今ご質問あったとおり、町の社会体

育館については社会体育館条例、それから、総合運動公園については総合運動公園の条例によって、それぞれ定められております。

それで、その全額を免除としている対象となるものは、町及び教育委員会が主催、または協賛するスポーツ関係事業及び児童、生徒対象の文化的事業、それに体育協会が主催、共催、または主幹する事業、そういったものが全額免除となるものでございます。

それで、施設利用料金の免除については、公共性の高い活動、それから、スポーツ振興に寄与する活動、それと、青少年育成に寄与する活動を支援するという観点から設定されているものでございます。

スポーツ施設の管理につきましては、現在は、平成18年から指定管理者制度を導入しておりますので、その利用料金等につきましては、指定管理者の事業収入となる形になりますので、先ほど議員ご質問の中でお話したとおり、指定管理者の経営努力によって事業収入が確保される、そういった動機付けにもなる部分でもございます。

ですが、そういった観点から見ますと、今、町及び町関係機関が主催、または協賛するスポーツ関係の事業が全額免除になっておりますので、直接的には指定管理者の事業収入になっていない、これらの事業はそういう状況になっております。

ですが、この部分は、スポーツ施設のみならず公共施設、例えば、地区センター等の公の施設等についても指定管理者制度を導入しておりますので、設置者である町が行政活動を行うために使用する場合には、公の施設の設置に係る管理に関する条例において減免を設けて利用料が発生しないような形をとっております。これは、利用料について、債権債務のいずれもが同一の地方公共団体に帰属する関係から、債権債務が同一に属し、混同するというようなことから、地方公共団体が、設置する公の施設を利用する場合は料金を免除するというところで取り扱っているのが一般的な形になるものでございます。

こういった状況の中で、町では指定管理に係る利用料金を算定する段階で、現実的な利用収入をみた形で、それも積算した形で、施設管理に係る必要経費を適正に委託料として算出しているところでございますので、指定管理者に不利益を与えるような形にはなっていないと考えておりますので、町及び町関係機関の利用料免除の見直しについては、もう少し他の事例等も検証しながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

2番（山崎邦廣君）

今お話にありましたように、指定管理者制度の関わりについてはそのとおりであります。

さらには公共施設でありますので、広く町民が使用できる観点では、そのとおりであると思います。一方では、その公共施設の使用に係わる部分のところを考えますと、直接に、この公共施設の使用に係る部分については、公的責任というのは行政が負う

ものであるわけでございますので、先ほどの話を少し戻しまして、スポーツ施設の使用に係わるところについては、公共施設であるというところから考えますと、公平公正性というの、そういった観点からも考えなければいけないのではないかと思うところもあるわけでございますが、このスポーツ施設の利用料金免除に係る部分を含めまして、使用料金制度全体につきましても条例の見直し、あるいは見直しの検討という観点から見る必要があるのではないかと思うものですが、この料金制度全体につきましても、どのように考えているのか、町長当局からお伺いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

全体的な利用料金の見直しと申しますか、それらについて、どう考えているかということでございますが、先ほど申し上げましたような状況の中で様々、かなりの年数を、利用料金制度、利用料金につきましては、ある時期であります、行財政改革、集中改革プラン等々の時期におきまして、その利用料金の見直し等もしながら、一定の自主財源の確保という観点から見直して、いろいろ進めてきた経緯もあるわけでありまして、今、また新たにスポーツツーリズム、あるいは健康増進と申しますか、そういう広い観点からも施設の利用というの、健康維持増進にも努めていかなければならないというような課題もあるわけでありまして、先ほど申し上げましたようなこと等も含めながら、総合的に検討もさせていただきたいと、このように思っております。

いずれ、施設の利用料金、あるいは免除等々におきましても、様々基準等々におきまして、課題もあるというようなご意見もいただいておりますので、少し、そういう面も含めまして、今後の利用料金のあり方について検討させていただきたいと、このように思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

2番（山崎邦廣君）

先程来からお話にありますように、このスポーツツーリズムの推進によりまして、公共サービスへの、町が様々な事業で推進する公共サービスへの町民の満足度の向上、さらには生活向上へつながっていくよう期待をするものでございます。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

次に、6番、姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

町民の皆様、お陰様をもちまして、病院の完成式を29年8月26日に終わることができました。町長、名誉院長、各関係者の方々、5年以上の事業ご苦勞様でございました。

一般質問は、1点についてであります。

新国民健康保険葛巻病院についてですが、病院の建て替えのお話は、おそらく24年の8月頃だったと思っております。振り返ってみれば、あの3.11後だと思っております。材料の価格、人夫の不足など、あらゆるものが大変なときだと思っております。価格の中、町長は計画に踏み切り、病院の完成に至ったと思っております。今であれば、普通に進んできたと見られますが、ご苦勞なされた事業だと思っております。

新病院について、患者さんの反応はいかがでしょう。

また、新病院の外来診察は、1階には内科、外科、眼科があります。2階となりますと、小児科、産婦人科となります。患者さんのスムーズな移動について、配慮や工夫をしている点がありますか。

新病院のエネルギー棟に設置されているペレットボイラーについて、原料となるペレットの供給体制や供給量は十分でしょうか。

新病院建設に伴う国民健康保険税の見通しを伺います。

お願いします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの姉帯議員の質問に、お答えをいたします。

ご質問の新国民健康保険葛巻病院について、お答えをいたします。

まず、1点目の新病院について、患者さんの反応についてであります。

旧葛巻病院は、昭和47年12月に現在の場所に移転、開設され、建設から44年が経過し、建物の老朽化が激しかったほか、空調環境の悪さや病室の狭さなどが課題でありました。

こうしたことから、平成24年から新病院建設に向けた取り組みを進めてきたところでありまして、先般、無事に落成式を終え、9月1日に新病院が開院したところであります。

新葛巻病院につきましては、これまで課題のひとつとされていた空調環境や病室の狭さなどを解消し、患者の皆様が快適に過ごせる環境づくりを目指してきたところであります。施設に対する期待の声が大きくなっていただいております。

実際に利用いただいている感想、反応につきましては、本日が実質的な外来診療開始日であり、今後、様々な感想、反応がいただけるものと思っております。

新病院におきましては、そうした声を気軽に届けていただけるような、なんでも相談、ふれあいポストなどといった取り組みも行っております。

こうして寄せられました声につきましては、真摯に受け止め、新病院のコンセプトであります、町民に親しまれる病院を目指し、改善などに取り組んでまいりたいと考えて

おります。

次に、新病院の外来診療は内科、外科、眼科が1階、小児科、産婦人科が2階となっており、患者さんのスムーズな移動の配慮や工夫についてであります。

新病院の外来につきましては、内科、外科、眼科が1階、小児科と産婦人科のほか、検査室、リハビリ室、薬局なども2階に配置しております。

2階の診療科等を受診、または利用される方におきましては、1階で受付をしていただいた後、エレベーター、あるいは階段を利用し、移動していただくことになるものであります。

こうしたことから、新病院では、来院された方が迷わずに診療などがスムーズにできるよう、受付付近にコンシェルジュを2名ほど配置しております。

また、今後は、病院ボランティアに協力をいただく予定で、院内案内や車いすの介助サポートなど、来院された方にご不便をおかけしないよう細心の注意を払って対応しているところであります。

このほか、くずまきテレビでは、受付から診察、会計までの一連の流れを動画として放送するなどし、サービスの向上にも努めているところであります。

次に、2点目の新病院のエネルギー棟に設置されているペレットボイラーの原料となるペレットの供給体制や供給量についてであります。

まず、新葛巻病院のエネルギー棟であります。院内で使用する給湯、冷暖房用の温水、冷水を発生させるボイラーを整備しております。

ボイラーの燃料には、町内の林業振興を図る観点から、木質ペレットとA重油の化石燃料の併用タイプを導入しているところであります。

ご質問の木質ペレットの調達につきましては、現在、木質ペレットボイラーを利用している葛巻小学校屋内温水プール、株式会社いわてくずまきワイン、江川小学校への導入実績がございます。これらへの導入実績であります。くずまき工房からの購入を予定しているものであります。生産量、消費量を勘案いたしましても、新病院への供給につきましては、特に問題はないものと思っております。

なお、新病院のボイラーは、併用タイプのものでありますので、仮に木質ペレットの調達が困難になった場合であっても、A重油の化石燃料のみでの運転が可能であるわけでありまして。

こうしたことから、燃料価格の動向を踏まえながら、経済的な運用に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の新病院建設に伴う国民健康保険税の見直しについてであります。

新病院の建設には、本体工事のほか用地取得費、造成工事費、各種設計管理費などを合わせた関連事業費は約30億円となっております。

その財源としましては、病院事業債、過疎対策事業債、国庫財源の国保調整交付金のほか、基金取り崩しによる一般会計からの繰入金を充用したところであります。充当したところであります。病院事業会計の収支の均衡に努めながら整備したところでもあります。

一方で、国民健康保険税は、国保加入者が医療機関を受診した際の保険給付費の支払

い等に充てるための目的税であり、病院事業に直接的に充てられる財源ではないものであります。

こうしたことから、今回の新病院の建設事業により国民健康保険税の税率の見直し、あるいは国民健康保険事業勘定特別会計の悪化などに直接起因するものではありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

まず、葛巻町でも高齢化が進んでおります。そしてまた、人口も毎年少なくなっております。町民の皆さんも毎年、年をとった方々が増えております。新病院として、どのような工夫をなされたのか、その点について伺いたいと思います。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（松浦利明君）

先ほど町長からの答弁でもございましたが、コンシェルジュ2人、総合案内のような形で受付付近に配置しておりますので、それらの方々から来院者への案内をするというように進めております。

また、社会福祉協議会、あるいは秋本ご夫妻からの車いすの寄贈もありますので、そういったものを利用しながら、高齢者への対応を進めてまいりたいというように思っております。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

まず、今の点については、元からある病院と違った部分、年をとった方々が増えていきますので、その工夫されている点を伺ったところでございます。それだけですか。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（松浦利明君）

基本的には、その2名の配置というのと、来院者への対応を丁寧にしていくというところで、従来に含めた形でプラスになったのは、そのあたりのみでございます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

分かりました。

新病院を見させていただきました。おそらく、設置されている資格者の方が分かるように設置されていると見ております。大きい病院に行きますと、色で、その科に行く線を利用されておりますが、そのような考えはなかったのか伺います。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（松浦利明君）

そのような大きい病院のラインというのは設置する予定はございませんでした。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

また、患者さんに対して、今、2名の案内係で十分にやっているということですが、特に、1階では2名を充てているということを知りました。2階に行ってくださいとエレベーターに離してやるのかどうか、その辺の2階の方々をどうするのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（松浦利明君）

1階では、エレベーター、または階段で上ってくださいとご案内しますが、分からないようであれば、エレベーターまでご案内をします。

2階につきましては、看護師が2階におりますので、看護師等が元のエレベーターで下におりてくださいというようなご案内をする予定になっております。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

できれば、1階から2階にエレベーターで行ってくださいと、上がっていったら、常に電話でもして、そして、この人が2階に上がっていきますということで対応をしてい

ただかなければ、年をとった方々が不便を感じるのではないかなと思いますが、その点についてはどう思っていますか。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（松浦利明君）

今回の外来につきましては、新しく外来基本票というのも持って、受付で、それを受け取って、患者様ご自身が、それを外来の窓口を持っていくようなシステムを導入しているものでございまして、その外来基本票を、まず、その次の診療科の方へ提出するというようなことになっているものでございます。したがって、その外来基本票が届いた時点で、その来た外来の方では対応することになっております。そこまで行くまでの間には、1階の増員している案内係の方で丁寧に対応してまいりたいというように考えております。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

まず、2人だけでは、おそらく患者輸送などで患者さんが来るとは思いますが、おそらく、そのとき混雑すると思うのですよ。そのときには、2人だけでは間に合わないと思いますので、その点については、看護師さんも、また、担当の方等も、慣れるまでは手厚く患者さんに対して考えていただきたいと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（松浦利明君）

ご質問のとおり、丁寧に対応してまいりたいと思いますし、張り紙等も出しながら、丁寧に、分かりやすく外来診察に行けるように対応してまいりたいと思っております。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

次に、病院のペレットボイラーですが、電気を利用すると思いますが、停電の際はどのような備えをしておりますか。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（松浦利明君）

停電の際には、4階の機械室に設置しております大型発電機が作動いたしまして、全館の電気を賄うことになっておりまして、それにつきましては、現時点では問題ない状況となっております。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

分かりました。

また、ペレット会社で何らかのトラブルが発生して、ペレット供給ができない場合はどのような対策を考えますか。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（松浦利明君）

システムそのものは、ペレットがなくても、重油だけで運転できるシステムになっております。それを考慮した上でペレットを利用しているわけですが、ペレットの供給につきましては、くずまき工房を予定しているところでもありますけれども、現時点では問題がないわけですが、ない場合には、いろいろなところを検討してまいりたいというように思います。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

ありがとうございました。

また、葛巻町では高齢化が進んでいますし、人口も毎年少なくなっております。その場合、保険税はどのように考えておりますか。

議長（中崎和久君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

保険税の人口減少等に伴って、税金等が減っていく方向にあるわけですが、

そういった場合の対応というようなことのご質問かと思えます。

国保制度につきましては、制度ができて以来の大きな改革ということで、来年度から都道府県化、国保の都道府県化ということが、今、進められてございます。

そういった中では、県が財政運営の主体になりまして、その年度に必要な医療給付費については、例えば、年度の途中で医療費が増えたとか、そういったことで財源が不足するような場合についても、県がその部分については基金等を活用して対応していくという制度に変わってまいりますので、今後は、年度の途中で医療費が増えた等による年度内の財源の調達という部分が県の方に大きく比重が移ってまいりますので、そういった部分での町の対応というような部分が基本的にはなくなってまいります。ただ、年度内ではなくて、毎年予算を編成していく中では、そういった医療費の動向、医療費が減って、人も減っていくということもあろうかと思えますし、あるいは人は減りながらも医療費は増えるという状況もあるかと思えます。

そういった中で、当初予算を作る際に、どのような見通しをもって対応していくかという部分については、今後の課題になっていくかと思えますが、現在、そういった中で、来年度、町の、それぞれの自治体が税率をどのようにするかという部分で、試算等を行っているところでございます。これまでに2回の試算、3回ほど試算が行われて、国のマニュアル、指示等に基づいて行われておりますが、まだ、そういった部分が具体的に数字として出せる状況にはなってはございませんが、そういった部分についても今年度検討していきながら、結論を年度内に、そういったものについても出しながら進めてまいりたいというように考えているものでございます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

ありがとうございます。

また、新病院の事業費の経費として支払われることについて、初めて、いつ頃終わるのか、その点についての見通しを伺います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

先ほど町長答弁で財源の話もございました。病院事業債、過疎対策事業債、それから、国庫財源としての国保調整交付金等という答弁をさせていただきましたけども、その中の起債につきまして、病院事業債、過疎対策事業債の部分が大きくございますので、その部分について、まず、私の方からお答え申し上げます。

今回、新しく建てました病院につきまして、起債につきましては、2種類、三つの形の起債がございます。ひとつは、建物本体ですけども、病院事業債としての建物本体、

これは償還期間が30年で、5年据え置きになります。それから、医療機器、これは5年です。1年据え置きですので、元金を返すのは4年になりますけども、それから、過疎対策事業債、過疎は通常は12年と言っているわけですが、この病院事業債等との組み合わせの部分につきましては、イメージとすれば、例えば、病院事業債2分の1、過疎事業債2分の1という形で借り入れることができるのですが、その組み合わせの場合には、病院事業債と同じ年数になります。したがって、建物の部分については30年の5年据え置き、医療機器については5年の1年の据え置きということになります。ですので、病院事業債ではなくて、建物でいえば、半分が病院事業債で、半分が過疎対策で、それは30年で、5年据え置きで返すということになります。

したがって、償還の方ですが、医療機器がございまして、ピークとしては、割と早めにきまして、平成31年から元金返済が始まりまして、31から、32、33、34あたりがピークになってきます。大体120,000,000円前後で、そこから少しずつ下がってきてまして、とは言いましても、平成58年頃まで1億円、大体1億円少し超えますが、元金、利子合わせてというような試算でございまして。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

ありがとうございました。

まず、葛巻病院を支えてくれたのは近隣の市町村、また、町民の皆様方が利用していたので44年間もやってこられたと思われまして。町長は、今まで以上に患者さんに対して利用いただくためには、どのように考えていますか。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

葛巻病院の今後の役割ということであろうと思いますが、そういう中で、お答え申し上げたいと思います。

今、人口減少、あるいは少子化という中に、周りの状況も大きく変わってきている状況にあるわけでありまして。といいますのは、県立病院の無床化等々もございまして、そういう中で県立病院、あるいは民間の病院等々も含めまして、地域医療を取り巻く環境というのは大きく変わってきておりますが、そういう中で、新葛巻病院の建設になるわけでありまして、特に、そういう中で、こういう中山間地域の医療の厳しさといえますか、そういう状況が見込まれるわけでありまして、そういう中での一層の葛巻病院の役割が大きくなってくると、このようにも思っておるところであります。

葛巻病院の役割といたしましては、地域の医療をしっかりと守るという大きな使命であるわけでありまして、そういう中に、医師の確保はもちろんであります、医療サー

ビスの向上にも努めながら、自治体病院としての役割をしっかりと果たしていかねばならないと、このように思っております。併せまして、やはり県立中央病院、あるいは岩手医大等との連携の強化も図りながら、この地域医療を守っていかねばならないと、このように感じておるところであります。

いずれ、そういう考えの基に、これまで以上に地域に根ざした医療サービスの充実等を図りながら、そしてまた、葛巻病院が掲げる、町民に親しまれる病院という、それを掲げながら、今、スタートするわけではありますが、併せまして、近隣の市町村の方々からも利用していただけるような、そういう病院としての役割を果たしていかねばならないと、このように思っているところであります。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

姉帯議員からは、今後の病院経営というようなご質問であったというように思いますが、今回、多くの町民の皆さんのご理解あって完成をいたしました。私としても、大変嬉しく思っているところであります。

常日頃申し上げておりますとおり、まちづくり、自立した町を目指すときに最も大事なものの、医療と教育、この二つを掲げているものであります。いわゆる病院、学校、こういった施設がなくなったら、将来に向かっての夢や希望、大きく発展をするまちづくり構想を描けないもの、そのように常に思っているところであります。これについては、議会の皆さんをはじめ、町民の皆さん一丸となりながら、将来に向けてしっかり守ってまいりたい、そういう中におきましては、今後の運営におきましては、それぞれの部署、それぞれの立場、役割をそれぞれがしっかりと果たしていくことでもあろうというように思うものであります。どうぞ、議員の皆さんからも、今後ともよろしくご理解、ご支援賜りたい、そのように思います。よろしく申し上げます。

議長（中崎和久君）

姉帯春治君。

6番（姉帯春治君）

よく分かりました。

私、風邪を引いておりまして、聞きづらい一般質問をさせていただきました。これで終わります。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。

議事の都合により、9月5日から7日までの3日間を休会としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、9月5日から7日までの3日間を休会とすることに決定しました。

なお、議案審査のため、5日は輝くふるさと常任委員会を開催しますので、お知らせいたします。

本日は、これで散会します。

ご苦勞様でした。

(散会時刻 12時06分)